

建交労 ひかいり

2023年8月号
発行：建交労 No.233
岐阜農林建設連合支部
〒501-4234

郡上市八幡町五町1-4-15
電話 0575-67-1582

すべての労災・職業病の根絶をめざす

労災職業病部会第25回総会開催 神岡じん肺訴訟の勝訴を報告



労職部会総会で発言する水本委員長（於：東京チサンホテル浜松町）

7月25日、26日の二日間に労災職業病部会第25回総会が開催されました。今回、岐阜からは水本委員長が各県組織代表として、畠中が傍聴で2名参加しました。

総会では労災職業病部会の運動方針の提案、活動報告が行われました。その中で各組織での発言の場があり岐阜では水本委員長が発言しました。

発言では1陣でC.T否定された管理区分を2陣では否定できないという判決を勝ち取った事とお札を報告しました。そして、配った1、2陣勝訴の記念誌を発行したので見てほしいこと。しかし未だ謝罪しない被告に対して3陣を係争中であること、キヤラバンでは本社要請することを話しました。

最後に「体力に限りがあるが肺遺族年金の裁判でも闘つています。自分も頑張つていいくのです。皆さんからご指導、ご協力をお願ひします。お願意をしました。発言後は参加者全員からの大きな拍手をもらいました。

7月14日、尾形訴訟の第3回弁論が岐阜地方裁判所304号法廷で午前1時より行われました。今回、県本部や東濃分会の執行役員のみなさんが傍聴応援に駆け付けました。

水嶋医師の意見書提出!

国は主張は誤り!

炎で亡くなつたのは、一酸化炭素中毒の後遺障害が原因であり、じん肺・肺がんによる死亡とは認められないとして遺族年金請求を不支給決定しました。しかし、

1時より行わされました。今回、県本部や東濃分会の執行役員のみなさんが傍聴応援に駆け付けました。

医師の意見書を提出しました。水嶋医師はじん肺・アスベスト疾患の専門医です。水嶋意見書には、肺がんの進展についてCT画像等から詳細に述べられ、肺がんが進行したことがはつきり分かります。肺がん二より、体力が衰弱し誤嚥性肺炎で死亡されたことを科学的に明らかにした内容です。

国はじん肺死を否定するな!

国は尾形さんが誤嚥性肺炎で亡くなつたのは、一酸化炭素中毒の後遺障害が原因であり、じん肺・肺がんによる死亡とは認められないとして遺族年金請求を不支給決定しました。しかし、

また、事故による一酸化炭素中毒は治療により改善しており、国の一酸化炭素中毒の後遺障害が誤嚥性肺炎の原因だという主張は、

原告は水嶋意見書に基づいて、次回、8月25日の弁論で尾形さんがじん肺(法定合併症 肺がん)による死亡であることを主張します。

とを検討する会議の中でも、じん肺患者の肺がんは治療方法の制限など不利益があることを述べています。じん肺の法定合併症であるじん肺死ですらじん肺死として認めない国の姿勢は異常としか言いようがありません。こうした国の姿勢を許すことはできません。

じん肺による死亡を認めさせることを、当支部の力を結集して勝利しましよう。



報告集会の様子

労災保険の遺族年金について

労災保険には、傷病補償年金・障害補償年金（障害等級が1級から7級）・遺族補償年金があります。ここでは、遺族補償年金について説明します。

○遺族補償年金は、どんな時に支払われるのか？

労災（じん肺）により死亡したとき、遺族に対し年金又は一時金として支払われます。

○だれが受け取るのか？

労働者の配偶者（妻・夫）、子、父母、祖父母、兄弟、姉妹で労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたもの

遺族補償年金は、受給資格者の全員に支給されるのではなく、受給資格者のうち、最先順位の方に対して支給されます。この最先順位にある受給資格者を受給権者といいます。受給権者が2人以上あるときは代表者を選任します。

○一時金として支給されるのはどんな場合か？

労働者の死亡当時、遺族補償年金の受給資格者がいない場合です。（同居者がいないなど）その場合は、年金ではなく、一時金（算定基礎日額の1,000日分）が支払われます。

○支給額はいくらか？

遺族の数に応じて決まります。（55歳以上の妻1名の場合 175日分）

遺族補償年金と併せて、遺族特別支援金300万円と葬祭料が支払われます。

遺族補償年金は、じん肺など労災で療養され残念にも死亡された場合、遺族の方が当然受け取るものです。

しかし、尾形さんや長崎行政訴訟のように全国で不当にじん肺死を否定するケースが出てきました。自分たちの権利を守るために、不当な遺族年金不支給決定を許さない闘いを行う必要があります。

当支部では、現在、尾形訴訟を闘っています。みんなで勝訴判決を勝ち取りましょう！

2023年7月の活動報告

7/8 国民救援会飛騨支部大会	@高山市文化会館
7/11 第6回執行委員会	@郡上市文化センター
7/12 主治医面談	@林外科内科
7/13 主治医面談	@長森さのクリニック
7/14 尾形訴訟 第3回弁論	@岐阜地方裁判所
7/19 振動障害検査付添	@光陽生協クリニック
7/22 なくせじん肺キャラバン実行委員会	@リモート参加
7/24 神岡じん肺訴訟 弁護団会議	@リモート参加
7/25~26 全国労職部会総会	
7/28 神岡じん肺訴訟 闘争本部会議	@郡上市文化センター
7/31 新規検査	@東濃厚生病院

2023年8月の予定

8/2 新規検査	@おおはし耳鼻科
8/9 トンネルじん肺根絶訴訟 和解	@福井地方裁判所
8/22 神岡じん肺訴訟 弁護団会議	@リモート参加
8/25 尾形訴訟 第4回弁論	@岐阜地方裁判所
8/26~28 建交労定期大会	@群馬県

尾形訴訟 第四回弁論 傍聴応援をお願いします
場所：岐阜地方裁判所304号法廷
日程：8月25日（金）午前11時より

編集後記

猛暑が続き、窓を開け扇風機だけでは過ごせず、昔はこんなやり過ごせないほど暑かつたか？と毎度思っています。実際に流し読みした記事には統計記録でも温度はどんどん上がっているそうです。そんな暑い中、怖い話を聞いて涼むというのが昔からあります。例えば怖い話を百まで話す百物語というものもあります。ただ、百物語を最後まで話すと恐ろしいことが起こることも言われています。

そんな話をゲームにした「白物語」というものがあります。これは、最後の100話目を話すと恐ろしいことが起こるため、話の内容を変えて阻止するというゲームです。ルールは定番の怖い話を一人が語るのですが、それを他の人達が、単語を指摘してサイコロを振り、好きな単語に変えていきます。そして内容が怖くなれば勝ちというのです。自分も怪談話の定番である皿屋敷の話を題に遊びましたが、『お菊がコンビニの前でトランプの枚数を数える』というお話になりなんともシユールで、ある意味怖い話になりました。クーラーの下、夏に涼むには最適でした。

編集委員

畑中